

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 23 日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第 15 号

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則(平成 19 年岩手県公安委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(店舗等) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 条例第 13 条第 1 項の公安委員会規則で定める金融機関は、 銀行、 <u>日本郵政公社</u> 、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、 国民生活金融金庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、 労働金庫、農林漁業金融公庫、農業協同組合、漁業協同組合、 信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金 業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者とする。	(店舗等) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 条例第 13 条第 1 項の公安委員会規則で定める金融機関は、 銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、国民生活金融金 庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、労働金庫、農林 漁業金融公庫、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同 組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業の規制等 に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定す る貸金業者とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。